

令和3年4月27日開会

第726回むつ市教育委員会

参 考 資 料

議案第2号	1頁
議案第3号	13頁
議案第7号	21頁
報告第2号	23頁
報告第3号	27頁
報告第4号	31頁

議案第二号 参考資料

旧角違小中学校 土地・建物 所管替えについて

1 概要

場 所	:	むつ市大字城ヶ沢字流道14	旧角違小中学校
土 地	:	むつ市大字城ヶ沢字流道14番60	16,803㎡
建 物	:	校 舎	小学校 770㎡ (昭和40～42年建設)
			中学校 554㎡ (昭和40～42年建設)
		体 育 館	165㎡ (昭和40年建設)
		物 置	66㎡ (昭和40年建設)
			26㎡ (昭和32年建設)
		教員住宅	85㎡ (昭和42年建設)

計 1,666㎡ (全て木造)

売却予定先 : 一般社団法人陽だまりの会 (むつ市旭町)

2 経緯

平成20年 角違小中学校 閉校

令和 元年10月 施設経営戦略課【むつ市有財産利活用民間提案制度】にて複数施設公募。

一般社団法人陽だまりの会より旧角違小中学校活用について提案

令和 2年 2月 提案について選定委員会にて評価をし、提案の採択を決定

令和 2年10月 旧角違小中学校廃棄物処分業務委託にて校舎内の残物を処分

令和 3年 4月 当該土地(教育財産)を普通財産として市に所管替え予定

令和 3年 5月 一般社団法人陽だまりの会へ売却予定

◆ 目的

「むつ市公共施設等総合管理計画」及び「むつ市有財産利活用基本方針」の取組の一環として、未利用となっている市有財産について、**市民や民間事業者等の自由で創意工夫に富んだアイデアやノウハウを活かして利活用**を行う提案を募集・事業化することで、**未利用財産の有効活用、新たな財源の確保及び維持管理経費の削減**を図る。

◆ 対象財産

- ・募集時に**対象財産一覧**として公表
- ・対象財産一覧は、必要に応じて加除修正を行う

◆ 募集する提案内容

- ・提案者が**実施主体**となって利活用を行うもの
- ・原則として、**契約締結日から10年以上継続して提案に基づく利活用**を行うもの
- ・**建築基準法や消防法等の関係法令への適合**が認められるもの
(提案例)

- ・対象財産の買受け、借受け
- ・対象財産の一部スペースの借受け
- ・対象財産の建て替え など

◆ 提案の募集方法

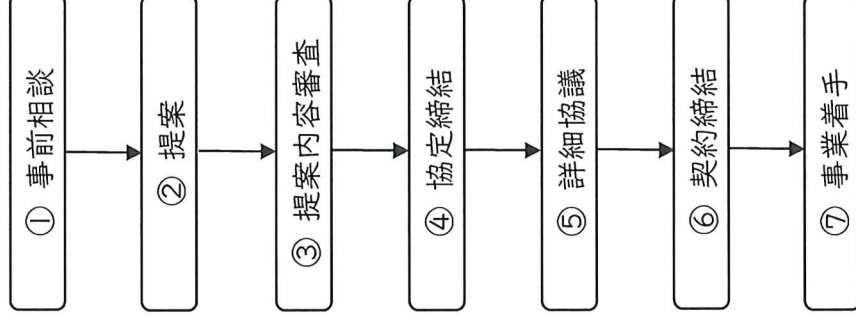
- ・別途作成する**募集要項**により行う
- ・原則として、**年2回の募集**を行う(提案機会の確保)
- ・1回あたり**2ヶ月程度の期間**を設定する(公平性・競争性の確保)

◆ 提案内容の審査

- ・1次審査
財産所管課及び施設経営戦略課において、応募資格等の書類審査
- ・2次審査
むつ市有財産利活用事業者選定委員会において、総合的に審査
審査結果の公表
- ・協議対象となった提案…提案者名、事業名、事業内容を公表
協議対象外となった提案…事業名のみ公表

手続きの流れ

フロー図



① 事前相談

- ・「むつ市有財産利活用民間提案制度**事前相談書**」を提出
- ・必要に応じて、ヒアリング
- ・既存の制度により対応可能な場合は、財産所管課で従前どおり取り扱う
- ・事前相談結果(提案の可否)通知

② 提案

- ・事前相談の結果、提案が可能となった場合、「むつ市有財産利活用民間提案制度**提案書**」等の申込書類を提出

③ 提案内容審査

- ・1次審査及び2次審査により総合的に審査

④ 協定締結

- ・提案内容審査の結果、協議対象となった提案をした者と**協定を締結**

⑤ 詳細協議

- ・事業化に向け、契約候補者と**詳細協議**

⑥ 契約締結

- ・協議成立後、提案事業の実施について**契約の締結**

角 違 地 区 の 皆 様 へ

むつ市有財産利活用民間提案制度による 旧角違小中学校の利活用について

➤ むつ市有財産利活用民間提案制度とは

- 市が保有する財産のうち、未利用となっている建物や土地について、民間事業者等からの利活用の提案を募集し、**未利用財産の利活用による地域の活性化**を図るものです。
- このたび、27件の土地付き建物及び6件の土地を対象として、提案を募集した結果、**旧角違小中学校の利活用を希望する提案**がありました。

➤ 提案の概要

提案申込者	一般社団法人 陽だまりの会 (代表理事 村口 伸一郎)
活用方法	建物及び土地全体の買受け
事業名	農産物生産の為の旧角違小中学校敷地の開拓事業
事業期間	10年間以上
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 障害のある方たちの就労の機会を提供する。・ 生産物の直販等や地域住民の方が参加できる施設の運営。 (年数回のイベント開催や石碑周辺の公園化など、地域住民にも開放したいと考えている。)・ 農産物の生産・加工・販売の6次産業化を図り、障害のある方、ない方が共に働ける場をつくり、雇用の増進を目指す。
事業効果	<ul style="list-style-type: none">・ 障害のある方の雇用の機会が生まれる。・ 障害のある方とない方が共に働くことで、相互理解の場ができる。・ 6次産業化により、自分の特性に合った仕事ができる。
事業実績	ビニールハウスでトマトやキュウリ等の栽培実績あり

《裏面もご覧ください》

➤ 今後のスケジュール（変更となる可能性もあります）

令和2年2月中旬	審査委員会による提案採否の決定
令和2年7月～令和3年1月	用地測量（土地境界確定のため）
令和3年2月	契約締結・引渡し
1年目～	開拓地の伐採、整地。一部、ブドウ苗木の定植
2年目～3年目	3,000本のブドウ苗木の定植
4年目	ブドウの収穫・販売開始、ビニールハウス設置開始
5年目	ビニールハウスでのトマト等の生産・販売開始
6年目	加工・販売施設設置の準備、設置

10年目までに経営安定を図り、10年目以降も継続運営



本制度の概要等につきましては、むつ市のホームページをご覧ください。

むつ市 民間提案制度



《問い合わせ先》 むつ市 財務部 施設経営戦略課

TEL : 0175-22-1111（内線：2186） / E-mail : shisetsukeiei@city.mutsu.lg.jp

印刷 閉じる

むつ市有財産利活用民間提案制度

登録日: 2019年5月29日 / 更新日: 2020年2月25日

提案採否の決定（審査結果）

令和2年1月10日までの募集期間にご応募いただいた下記の提案について、令和2年2月7日及び17日に「むつ市有財産利活用事業者選定委員会」による審査を行った結果、協議対象案件とし、提案者を契約候補者として決定しました。なお、今回の審査は、事業化に向けた詳細協議の対象とする提案を採択するものであり、今後の詳細協議及び必要な手続き等を経て、契約内容の合意に至った場合に契約候補者と契約を締結することとなります。

- 提案採否 採用
- 対象財産 旧角違小中学校（土地及び建物）
- 提案者名 一般社団法人 陽だまりの会
- 事業名 農産物生産の為の旧角違小中学校敷地の開拓事業
- 事業概要 障がい者及び健常者の雇用により、ブドウやトマト等の生産・加工・販売を行う。

既設の記念碑周辺の公園化やイベントの開催などにより、地域住民の方へも開放する。

現在の募集状況（令和2年2月25日現在）

- 現在、募集は行っていません。

むつ市有財産利活用民間提案制度の概要

趣旨

市では、平成28年3月に策定した「むつ市公共施設等総合管理計画」において、公共施設等を市の貴重な経営資源と捉え、長寿命化のほか、利活用の促進や複合化等を総合的かつ統括的に行う公共施設マネジメントを推進することとしています。

また、令和元年5月に策定した「むつ市有財産利活用基本方針」において、市有財産（市が所有する土地及び建物）のうち、主に未利用となっている財産の利活用に関する基本的な考え方や利活用の方針を決定するプロセスを明確化し、市有財産の有効かつ適正な利活用を推進することとしています。

これらの取組の一環として、未利用となっている市有財産について、市民や民間事業者等の



自由で創意工夫に富んだアイデアやノウハウを活かして利活用を行う提案を募集し、事業化に向けた検討を行うものです。

制度の概要

市では、未利用財産の保有に伴い、維持管理業務・経費の増加や用途廃止した施設の跡地活用の停滞などの課題を抱えているため、市民や民間事業者等の皆様から市有財産の利活用に関する提案を募集し、未利用財産の有効活用を図るものです。

事業化にあたっては、提案の募集・選定を行い、市との協議を経た後、提案者との随意契約により、事業を進めていくこととなります。

実施要領等

- [むつ市有財産利活用民間提案制度実施要領（令和元年5月） \[641KB pdfファイル\]](#)
- [むつ市有財産利活用民間提案制度実施要領【概要版】（令和元年5月） \[239KB pdfファイル\]](#)

手続きの流れ

1. 募集要項公表
2. 現地調査
3. 質問及び回答
4. 事前相談
5. 提案
6. 提案内容審査
7. 協定締結
8. 詳細協議
9. 契約締結
10. 事業着手

このコンテンツに関連するキーワード [行政計画・報告書](#) [届出書・申請書様式](#)

財務部施設経営戦略課

青森県むつ市中央一丁目8-1
電話：0175-22-1111（代表）
内線：2185・2187

この組織からさがす: [財務部/施設経営戦略課](#)

このページの場所: <http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/13,80581,15,673,html>

© むつ市

[印刷](#) [閉じる](#)



対象地

むつ市大字城ヶ沢字流道14番60

16,803㎡



建物概要

校舎	小学校	770 ㎡	(昭和40～42年建設)
	中学校	554 ㎡	(昭和40～42年建設)
体育館		165 ㎡	(昭和40年建設)
物置		66 ㎡	(昭和40年建設)
		26 ㎡	(昭和32年建設)
教員住宅		85 ㎡	(昭和42年建設)
計		1,666 ㎡	



No.1

旧角違小中学校

校舎

※2012年撮影



No.2

旧角違小中学校

校舎

教員住宅(中央)

物置(左)

※2012年撮影



No.3

旧角違小中学校

校舎

※2012年撮影



No.4

旧角違小中学校

校舎・校庭

※2020年撮影

.....

.....

.....

.....

.....



No.5

旧角違小中学校

体育館

※2020年撮影

.....

.....

.....

.....

.....

No.6

.....

.....

.....

.....

.....

.....

余白

議案第三号 参考資料

旧川内宿野部小学校 校長住宅の用途廃止について

1 概要

場 所 : むつ市川内町宿野部楯木平 5 6 番地 1 3

旧川内宿野部小学校 校長住宅

土 地 : むつ市川内町宿野部楯木平 5 6 番地 1 3 の一部 2 8 2 m²

建 物 : 建 物 木造平屋 8 2 . 8 0 m² (平成 1 4 年建設)

2 現状等

当該教職員住宅は、平成 1 4 年度に建築されたが、宿野部小学校が平成 1 9 年度末に第一川内小学校との統合によって閉校となったことから、教職員住宅としての役割を終えており、1 0 年以上入居者がいない状況である。

3 今後の対応

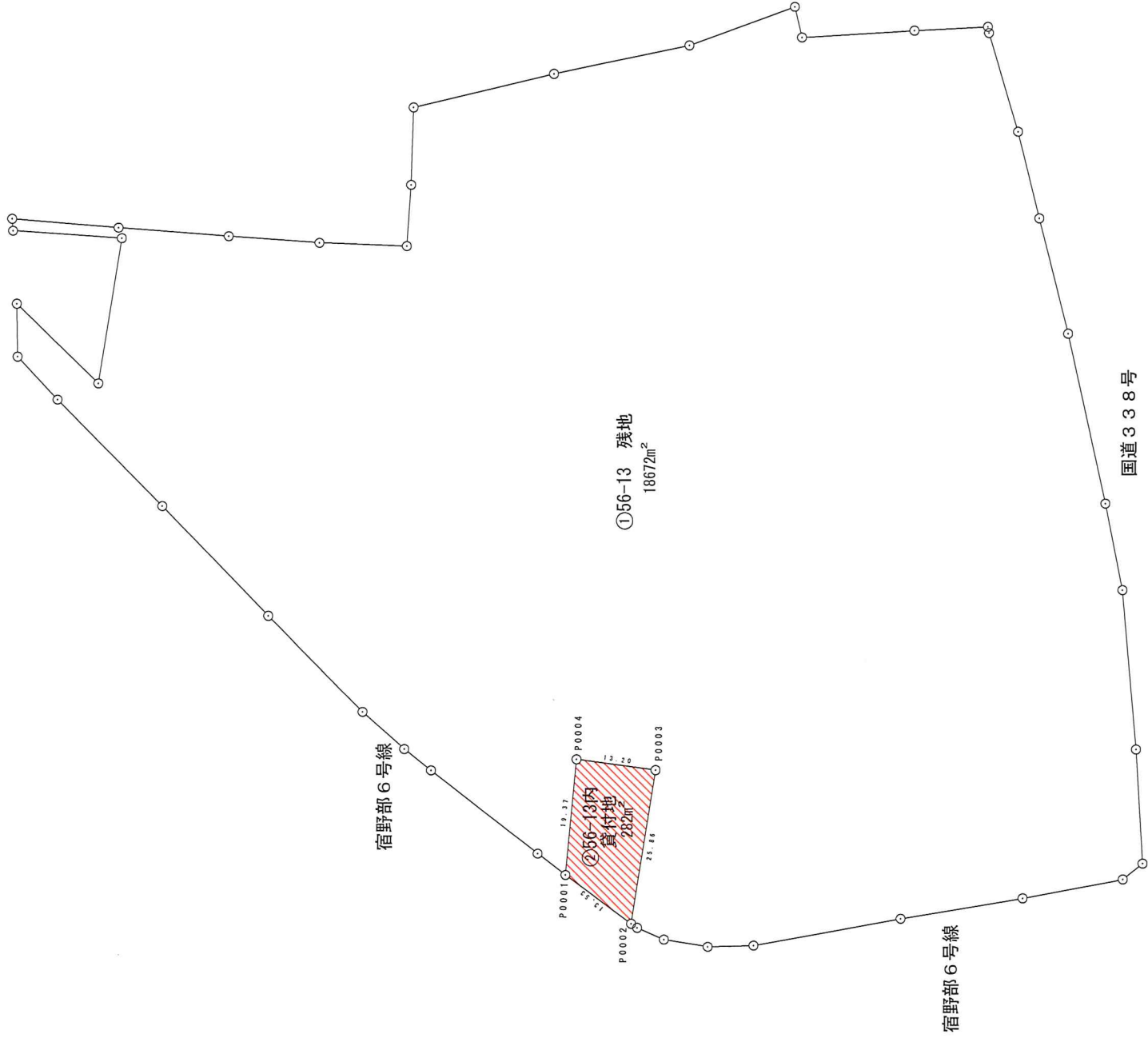
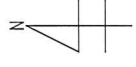
用途廃止により普通財産として市に所管替えしたい。

位置図



地 番 56-13

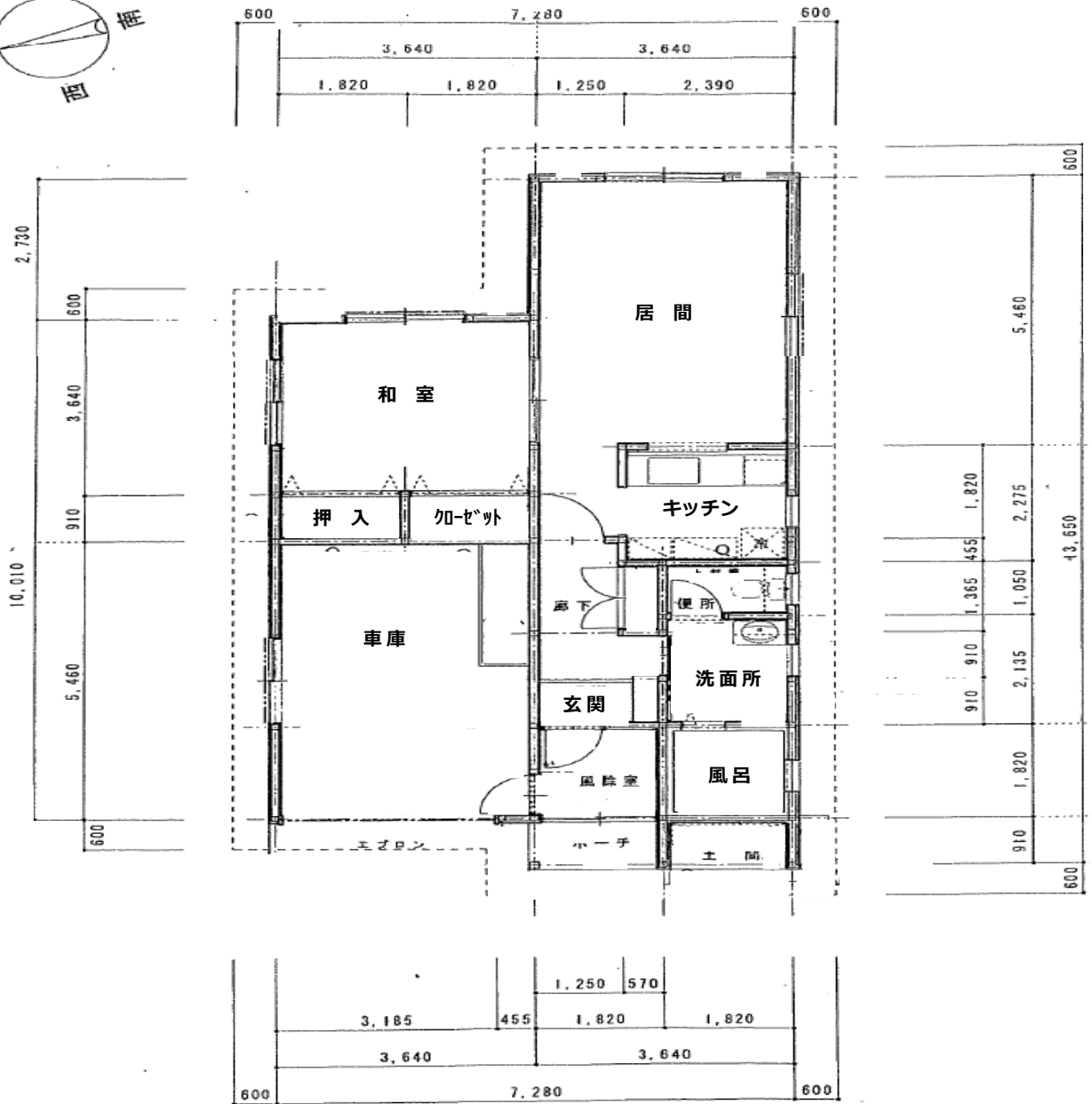
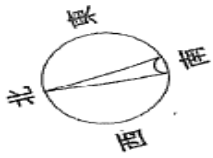
土地の所在 むつ市川内町宿野部楯木平



地 番	②56-13内 貸付地				辺 長
測 点	X	Y	X-X	Y (X-X)	
P0001	-9.812	19.681	27.622	543.628582	19.37
P0004	9.403	22.148	16.992	376.338816	13.20
P0003	7.180	35.155	-27.622	-971.051410	25.86
P0002	-18.219	30.280	-16.992	-514.517760	13.53
倍 面 積					-565.601772
面 積					282.800886
地 積					282 m ²

測量年月日	令和3年3月30日
座 標 系	任意座標

縮尺 1/1000



概要

- 場所 : むつ市川内町宿野部榎木平56番地13
旧川内宿野部小学校 校長住宅
- 土地 : むつ市川内町宿野部榎木平56番地13の一部 282㎡
- 建物 : 建物 木造平屋 82.80㎡ (平成14年建設)

No.1



旧川内宿野部校長住宅

外観(正面)

※2021年4月撮影

No.2

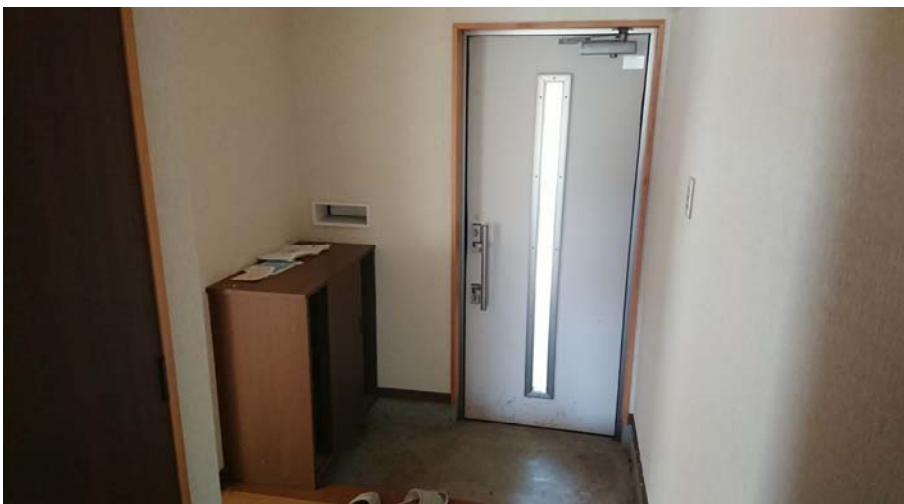


旧川内宿野部校長住宅

外観(裏)

※2021年4月撮影

No.3



旧川内宿野部校長住宅

玄関

※2021年4月撮影

No.4



旧川内宿野部校長住宅

車庫

※2021年4月撮影

No.5

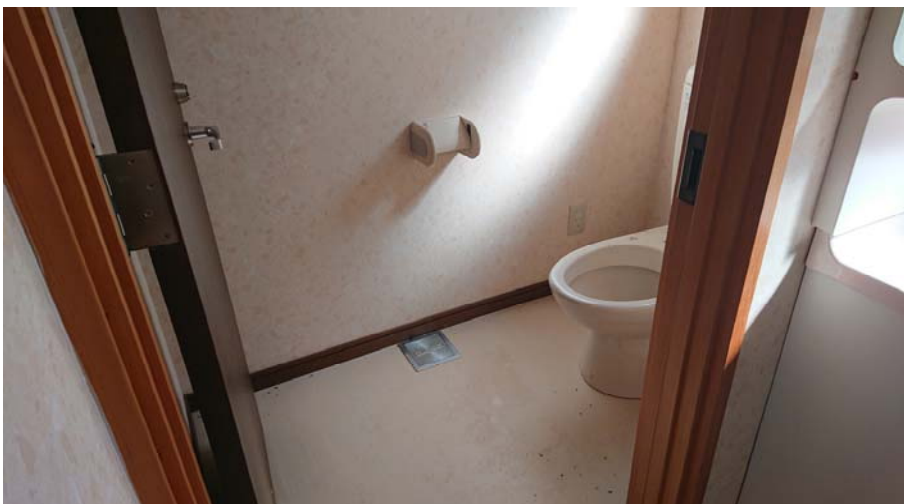


旧川内宿野部校長住宅

風呂

※2021年4月撮影

No.6



旧川内宿野部校長住宅

便所

※2021年4月撮影

No.7



旧川内宿野部校長住宅

キッチン

※2021年4月撮影

No.8



旧川内宿野部校長住宅

居間

※2021年4月撮影

No.9



旧川内宿野部校長住宅

和室

※2021年4月撮影

議案第七号 参考資料

むつ市立図書館協議会委員名簿（案）

【任期】 令和3年5月1日～令和5年4月30日

【定数】 10名以内

氏名	郵便番号	住所	電話	選出区分	所属
伏見 紀幸				学識経験者	元むつ青年会議所理事長
永井 信孝				学校教育関係	元むつ市立第一田名部小学校校長
木村 由香子				校長会	むつ市立正津川小学校
小川 千恵				社会教育関係	読みきかせボランティアネットワーク
館 寿美子				学校教育関係	元むつ市立川内小学校司書教諭
松山 智子				社会教育関係	ことばの教育療養指導員
土佐 そう子				社会教育関係	読みきかせグループ「どんぐり」
近藤 義雄				学識経験者	元宿野部郵便局長
片谷 紀子				社会教育関係	むつ市連合PTA

報告第二号 参考資料

むつ市部活動指導員設置要綱

令和 3 年 3 月 3 1 日
むつ市教育委員会告示第 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、むつ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において、むつ市立中学校（以下「中学校」という。）におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導を行うむつ市部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 7 8 条の 2 に規定する部活動指導員をいう。以下「部活動指導員」という。）の勤務条件等について、むつ市会計年度任用職員設置要綱（令和 2 年むつ市告示第 6 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(配置)

第 2 条 教育委員会は、校長の求めに応じて、支援の必要性を勘案し、部活動指導員を配置する。

2 部活動指導員の配置を希望する校長は、部活動指導員配置申請書（様式第 1 号）により教育委員会に申請するものとする。

(報酬)

第 3 条 部活動指導員の報酬は、勤務 1 時間につき 1, 6 0 0 円とする。

(勤務日及び勤務時間)

第 4 条 部活動指導員の勤務日は、月曜日から金曜日までについては週 4 日、土曜日及び日曜日についてはいずれか週 1 日を原則とし、校長が定める。

2 部活動指導員の勤務時間は、年間 2 1 0 時間以内で、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除いた日は 1 日当たり 2 時間程度、土曜日、日曜日及び祝日は 1 日当たり 3 時間程度を原則とし、4 週間を超えない期間につき、1 週あたり 1 1 時間以内、1 日につき 7 時間 4 5 分を超えない範囲とする。

3 校長は、業務運営上必要があると認める場合は、部活動指導員の勤務日及び勤務時間の割振りを変更できるものとする。

(勤務状況の報告)

第 5 条 校長は、所属する部活動指導員の勤務状況を勤務状況報告書（様式第 2

号)により、報酬の計算期間の翌月の5日までに教育長に報告するものとする。

(研修)

第6条 部活動指導員は、次に掲げる事項に関して、研修を受けるものとする。

- (1) 学校教育における部活動の位置づけや教育的意義
- (2) 部活動の目標や活動方針
- (3) 生徒の発達段階に応じた指導
- (4) 適切な練習時間や休養日の確保
- (5) 生徒の安全確保や事故発生時の対応
- (6) 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
- (7) サービスの遵守

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部活動指導員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

報告第三号 参考資料

サルの動向参考資料

1 むつ市における農作物被害状況の推移について

平成30年度…被害額 ￥619,581 被害戸数70戸

令和元年度…被害額 ￥874,088 被害戸数42戸

令和2年度…被害額 ￥583,252 被害戸数48戸

2 下北半島に生息する群数、個体数

平成30年度…群数69群 2,635頭+α

令和元年度…群数70群 2,702頭+α

令和2年度…群数71群 2,796頭+α

サルの捕獲頭数

文化庁申請分				市教委申請分				
期間		許可頭数	捕獲頭数	年度	捕獲(殺処分)		一時捕獲	
					許可頭数	捕獲頭数	許可頭数	捕獲頭数
第1次第二種 計画期間	H27.7~ H29.6	271	91	H28			58	3
				H29			58	12
第2次第二種 計画期間	H29.6~ R元.6	303	95	H30			58	3
				R元			58	5
				R2			56	5
合計		750	186		0	0	288	28



む生産第13号
令和3年4月5日

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙 一 殿

青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮 下 宗 一 郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の
現状変更（一時捕獲）等終了報告について

このことについて、令和2年6月25日付けむつ市教育委員会指令第3号で許可された
現状変更（一時捕獲）等が終了したので報告いたします。

【添付書類】

1. むつ市が実施したニホンザルの捕獲状況について
2. 捕獲檻設置場所及び捕獲位置図
3. ニホンザル捕獲記録
4. 捕獲用檻（箱わな）仕様図

むつ市が実施したニホンザルの一時捕獲状況について

1. 天然記念物の名称 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日 昭和45年11月11日
3. 天然記念物の所在地 青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所 日本国

5. 実施内容及び経過

①実施内容

発信器が装着されていない群れ及び過去に発信器を取付けたが耐久年数がすでに経過している個体を麻酔銃及び箱わなにより、一時捕獲（麻酔薬で不動にする）を行い、発信器を装着後、元の群れに復帰させるものである。

②経 過

- | | | | |
|------|-----|-----|--|
| 令和2年 | 6月 | 2日 | む生産第112号でむつ市教育委員会宛「現状変更（一時捕獲）等許可申請書」を提出。 |
| 同 | | 日 | む生産第113号で青森県知事宛「鳥獣捕獲等許可申請書」を提出。 |
| | 6月 | 9日 | 青森県知事より下県局農水第344号「指令第3033号」で許可。 |
| | 6月 | 25日 | むつ市教育委員会より「指令第3号」で許可。 |
| | 7月 | 6日 | むつ市田名部宮後で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。(S群) |
| | 8月 | 18日 | むつ市田名部宮後で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。(S群) |
| | 10月 | 17日 | 川内町湯野川で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。(M2-B群) |
| 令和3年 | 3月 | 4日 | 脇野沢蛸田で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。(A-87A群) |
| | 3月 | 31日 | 脇野沢九艘泊で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。(A-87B) |

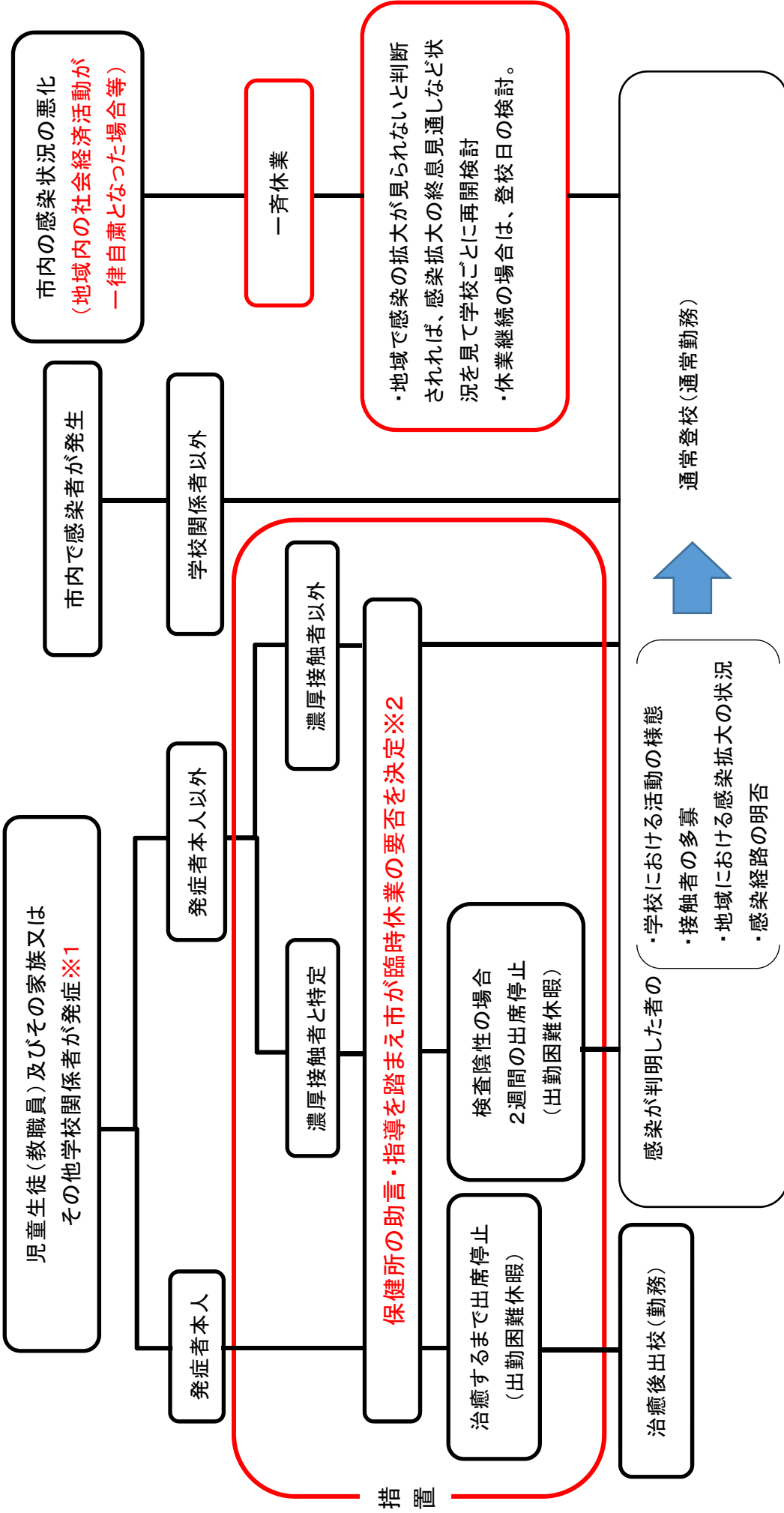
③総 括

今回の捕獲許可により、5頭を一時捕獲し、発信器を取付け、元の群れへ復帰させた。復帰後、モニタリング調査を実施してきたが、特に身体への影響がないことを確認済みである。今後も引き続き、モニタリング調査を行い、群れ管理及び被害対策に努める。

報告第四号 参考資料

【新型コロナウイルス感染者が発生した場合の臨時休業等の措置に関するフロー】

R03.4.13



※1 学校は感染等に関する事実を把握した場合、速やかに教育委員会へ連絡。

※2 保健所の助言・指導を踏まえ、教育委員会が臨時休業措置について指示(感染の状況によっては休業を要しない、学級、学年などの一部または学校全部等)。

休業措置が取られた場合、各学校等に対し、感染者や濃厚接触者に対する誹謗中傷やいじめにつながらないように通知。

む教総第168号
令和3年4月16日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

児童生徒が欠席した際の指導要録上の取扱い（運用変更）

令和2年5月21日付けむ教総第483号「児童生徒が欠席した際の指導要録上の取扱い」にて各学校宛てに通知していた児童生徒が欠席した際の指導要録の記載について別添のとおり改めましたので、指導要録記載の際にご活用ください。

【担当】
事務局総務課
総務・学務グループ
TEL 22-1111（内線・3116）
FAX 22-1488

児童生徒が欠席した際の指導要録上の取扱い（運用変更）

令和2年5月21日付けむ教総第483号「児童生徒が欠席した際の指導要録上の取扱い」にて、指導要録の記載につきましてお示しさせていただいたところですが、今般、文部科学省において策定している「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」が改訂されたことに伴い、本市における取扱いの一部を次のとおり変更させていただきます。

指導要録上の取扱いが変更されるケース

「保護者が『出校させる事により、子に感染リスクがある』と判断して出校させなかった場合」

【現行】

『出席停止・忌引等の日数』として算定。

備考欄への記載『新型コロナウイルス感染拡大防止措置（保護者からの要請）』

【今後の対応】（4月19日から）

- (1) 生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると判断できる場合

対応

『出席停止・忌引等の日数』として算定し、対応する。

備考欄への記載『新型コロナウイルス感染拡大防止措置（保護者からの要請）』

- (2) 上記以外の場合

対応

『欠席』として算定し、対応する。

【備考】

「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合」について判断する者は「校長」とされておりますが、必要に応じてご相談くださるようお願いいたします。

【担当】

事務局総務課

総務・学務グループ

TEL 22-1111（内線3116）

FAX 22-1488

修学旅行の実施における考え方について

令和2年度の修学旅行の実施にあたっては、教育委員会より「県内において日帰りもしくは1泊程度の宿泊」ということで方針を示したところである。

青森県内外を問わず、感染者は全国的に発生しており、現状において修学旅行を実施する場合の考え方を以下に示す。

1. 問題点

- ① ワクチンの供給量や供給時期が不透明であり、感染の収束が見通せない。
- ② 修学旅行先の決定時と実施時で感染状況が異なる場合がある。
修学旅行の目的地について、決定した時期と実施する時期によって、感染者の発生状況に違いがあることが予想される。
- ③ オリンピック・パラリンピックの開催により、実施時期が限られる。
東京オリンピック・パラリンピックの開催により、全国的な人の移動が予想されることから、宿泊施設の確保など、時期または目的地によっては実施にも影響することが予想される。

2. 前提条件

- ① 直前まで訪問先の感染状況の把握に努める。
毎週各学校に送信している「1週間の新規感染者数の推移」等により、感染状況を確認の上、長期的に感染者が少ない地域等を目的地としていただきたい。

感染者多数発生地域はもちろん、平均的に高水準で推移している地域についても不可とする。

- ② 実施について保護者からの理解を求める。
目的地や移動手段の変更等により、金額の増減もあることを理解してもらう。

キャンセル料の補填については、基本的に行わない。
保護者には変更や中止等によるリスクについて十分理解してもらう。

3. 修学旅行実施にあたっての教育委員会方針

【考え方】

現時点では多くの学校において、東京方面や北海道・仙台周辺などの地域への修学旅行を計画している。県内外を問わず全国的に感染者が発生している状況下において、長期的な視点で感染状況を把握した上で実施することが望まれる。

① 目的地、時期等については各学校の判断とする。

ただし、状況によっては教育委員会からの指示等もあり得る。

各学校で判断していただくことになるが、実施までの過程において目的地の感染状況により、直前においても予定変更となる可能性について、保護者への説明を行い、理解を求めることが重要である。

② 感染予防対策を十分に行う。

令和2年度に実施した修学旅行と同様に、感染予防対策を十分に行った上で実施していただきたい。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参照し、感染予防対策に努める。

む教総第169号
令和3年4月16日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

教育実習生の受入に係る方針について

今年度における教育実習生の受入について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から注意を必要とすることから、取扱いを次のとおりとしますので御確認の上御対応をお願いいたします。

なお、本方針の前提といたしまして令和3年1月12日付けむ教総第2154号にて各学校にお示しさせていただきました「市教育委員会からの通知に係る今後の考え方について」に記載しております「県外在住者との接触」の制限事項の取扱い等につきましても併せて御留意ください。

記

○教育実習生の受入方針

教育実習を予定している学生に対し、次の事項について対応を求めること。

○感染者多数発生地域（人口10万人当たりの1週間感染者数が15.0を超えている都道府県）から来市する場合は、教育実習開始の14日以上前に来市し、かつ、他者との接触を避けること。

○37℃以上の発熱等、風邪の症状が見られるといった体調不良の場合は、無理に出校せず、自宅にて静養すること。

○来市前14日間及び教育実習期間において検温の実施、体調管理の徹底をすること。（教育実習生体調等管理簿を作成してありますので、必要があれば御活用ください。）

○みだりに外出せず、自らが感染しない、感染させないという当事者意識をもって行動すること。

○実習校の校長の指示を遵守すること。

※上記に掲げる方針のほか、各学校が独自に定める方針等がございましたら教育実習生に対し通知していただき、双方の合意のもとで教育実習生を受け入れていただきます。

以上

【担当】

総務課
総務・学務グループ 工藤・関
TEL 22-1111（内線3110・3116）

教育実習生体調管理簿

教育実習生 (在住地)

期日	月 日 () [14日前]		月 日 () [13日前]		月 日 () [12日前]		月 日 () [11日前]		月 日 () [10日前]	
	体 調		体 調		体 調		体 調		体 調	
	検 温	℃	検 温	℃	検 温	℃	検 温	℃	検 温	℃
	行 動 歴		行 動 歴		行 動 歴		行 動 歴		行 動 歴	
備 考		備 考		備 考		備 考		備 考		
むつ市来市前の体調・行動記録										

期日	月 日 () [9日前]		月 日 () [8日前]		月 日 () [7日前]		月 日 () [6日前]		月 日 () [5日前]	
	体 調		体 調		体 調		体 調		体 調	
	検 温	℃	検 温	℃	検 温	℃	検 温	℃	検 温	℃
	行 動 歴		行 動 歴		行 動 歴		行 動 歴		行 動 歴	
備 考		備 考		備 考		備 考		備 考		
むつ市来市前の体調・行動記録										

期日	月 日 () [4日前]		月 日 () [3日前]		月 日 () [2日前]		月 日 () [1日前]	
	体 調		体 調		体 調		体 調	
	検 温	℃	検 温	℃	検 温	℃	検 温	℃
	行 動 歴		行 動 歴		行 動 歴		行 動 歴	
備 考		備 考		備 考		備 考		
むつ市来市前の体調・行動記録								

※体調の欄には、におい・味、咳、喉の痛み、倦怠感、頭痛などの症状を具体的に記入してください。

※行動歴には、勤務、登校、その他外出先を記入してください。

※記入欄が不足する場合は、任意に調整し、使用ください。

教育実習生体調管理簿

教育実習生 (在住地)

期日	月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()	
	体 調	検 温	体 調	検 温	体 調	検 温	体 調	検 温	体 調	検 温
教育実習中の体調・行動記録		℃		℃		℃		℃		℃
	行動歴		行動歴		行動歴		行動歴		行動歴	
	備考		備考		備考		備考		備考	
期日	月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()	
教育実習中の体調・行動記録		℃		℃		℃		℃		℃
	行動歴		行動歴		行動歴		行動歴		行動歴	
	備考		備考		備考		備考		備考	
期日	月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()	
教育実習中の体調・行動記録		℃		℃		℃		℃		℃
	行動歴		行動歴		行動歴		行動歴		行動歴	
	備考		備考		備考		備考		備考	
期日	月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()	
教育実習中の体調・行動記録		℃		℃		℃		℃		℃
	行動歴		行動歴		行動歴		行動歴		行動歴	
	備考		備考		備考		備考		備考	
期日	月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()	
教育実習中の体調・行動記録		℃		℃		℃		℃		℃
	行動歴		行動歴		行動歴		行動歴		行動歴	
	備考		備考		備考		備考		備考	
期日	月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()	

※体調の欄には、におい・味、咳、喉の痛み、倦怠感、頭痛などの症状を具体的に記入してください。

※行動歴には、勤務、登校、その他外出先を記入してください。

※記入欄が不足する場合は、任意に調整し、使用ください。

各小中学校校長 各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙 一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた対外試合等に関する対応について

日頃より、校長各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき厚く感謝申し上げます。

今般、青森県内では感染経路不明の感染者が大きく増加し、多くのクラスターの発生と新たに変異株を有する症例も確認され、感染の拡大が危惧されております。

現在、むつ下北地域においては、学校関係者の感染はこれまで確認されていない状況にあるものの、県内の感染状況を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための当面の対策として、5月5日(水)までの間における部活動等での対外試合等の対応につきましては、下記のとおりご対応くださるようよろしくお願いいたします。

記

1. 対外試合の禁止

原則として、むつ下北地域以外の他校との試合(練習試合を含む。)及び合宿(学校単独で行うものを含む。)を禁止すること。

ただし、中学校体育連盟等の団体が主催または共催する公式戦については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域(都道府県、市町村)の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加できることとする。

また、参加に当たっては、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、万全の感染防止対策を講じること。

なお、スポーツ少年団等の任意の団体については、上記の内容に準じた形(上部の大会に通じるような公式戦への参加等)で対応するよう各団体に要請する。

【参加する際は】

- ① 毎日こまめな健康チェックをし、体調不良の場合は、参加しないこと。
- ② 競技(運動)の合間や更衣室ではマスク等を着用すること。
- ③ 声援、指示など大声を出さない。
- ④ 公共交通機関利用後やエレベーター等不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗いまたはアルコール消毒を行うこと。

- ⑤ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ⑥ マスクを外した状態での会話は避けること。
- ⑦ マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、なるべく場所等工夫すること。

【試合後は】

2週間(平均的な潜伏期間である5～6日は特に)は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医※に相談し、指示を仰ぐこと。

※ かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

2. 練習等活動時の留意事項

(1) 密集場面の回避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにすることともに、換気を徹底すること。

(2) 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティング、食事の際に、生徒が密接しないよう距離を取り、大声を出さないこと。

3. 外部人材の活用について

外部人材(日常的に指導に当たっている者を除く。)の来校等による直接の指導は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信、オンライン等により実施すること。

以上

【担当】

むつ市教育委員会総務課 工藤
TEL 22-1111(内線3110)